

和泉小学校いじめ防止基本方針

平成29年度

横浜市立和泉小学校

1 いじめ防止に向けた和泉小学校の考え方

① いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

② いじめを防止するための基本的な方向性

和泉小学校に通うすべての児童は、家庭、学校、地域にとってかけがえのない存在である。児童の健やかな成長のためには、すべての児童が豊かな人間関係の中で、安心して様々な活動に取り組み、自己実現を目指して伸び伸びと生活していくことが不可欠である。しかし、ひとたび児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。教職員、保護者、地域、また児童一人ひとりが「いじめはどの集団にも、どの子供にも起こる可能性のある最も身近で深刻な人権侵害案件である。」という認識をもち、いじめ防止に取り組んでいかななくてはならない。

そこで、いじめ防止のための基本となる方向性を次の通り示す。

◆いじめの未然防止

- (1) 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) 学校における主たる活動は授業の中で行われる。その主たる活動である授業が児童にとって満足感のあるものであれば、いじめはおこりにくい。という認識を授業者である全教職員がもち、授業に臨む。授業の中で、児童一人ひとりが自他を認め、励まし合いながら、力を高めていけるよう研究、研修を通して授業改善に努めていく。
- (3) 教職員は、授業、学校行事等すべての教育活動を通して、児童が自己有用感や充実感を感じられるよう努める。
- (4) いじめの背景には、ストレス等の要因があることに着目し、教職員は、児童の様子をよく見取り、教職員間、保護者等と連携をとりながら、児童の健やかな成長につながるよう指導・支援にあたる。

◆早期発見・早期対応

- (1) いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- (2) 定期的なアンケート調査を実施し、児童の心情や人間関係等を把握し、対応につなげられるようにする。
- (3) 児童支援専任が中心となり、教育相談窓口の周知や教育相談の実施等により、児童がいじめのみにかかわらず、些細な悩み等も訴えやすい体制を整える。
- (4) 「児童支援委員会」(いじめ防止対策委員会) を中核とし、組織的に速やかに対応できるようにする。

③ 和泉小学校いじめ防止基本方針の目的

和泉小学校基本方針は上記の方向性に沿って、いじめの問題への対策を、児童、教職員、保護者、地域、諸関係機関等で連携、協力しながら進め、児童が自己実現へ向け、安心して学ぶことのできる学校の実現を目指すことを目的とする。

2 組織の設置及び組織的な取組

① 組織の構成

和泉小学校では、次の構成員による「児童支援委員会」を組織し、「いじめ防止対策委員会」の役割を担うこととする。

- ・管理職
- ・児童支援専任
- ・養護教諭
- ・主幹教諭
- ・学年代表

※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 組織の役割

◇学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成の中核を担う。

◇いじめの疑いがあるときは、組織が中核となって判断や対応を組織的に行う。

- ・いじめの疑いに関する情報収集、記録、共有
- ・いじめを察知した際の迅速な情報の共有、関係のある児童への事実関係の聴取
- ・いじめを察知した際の指導や支援体制・対応の決定
- ・保護者との連携等の対応

◇いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

◇基本方針の見直し、取組のチェック、事案対応の検証等を行う。

③ 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	職員研修 ・いじめについての理解、基本方針確認等	学校説明会 による保護者啓発		職員研修 ・事例検討等		
	学級・学年づくり 人間関係づくり (Y-Pアセスメントシート) (社会的スキル横浜プログラム)			教育相談 (個人面談)		
	職員会議での情報共有					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		いじめアンケート	いじめ解決一斉キャンペーン 人権週間			いじめ防止対策方針振り返り
		学級・学年づくり 人間関係づくり (Y-Pアセスメントシート)		教育相談 (個人面談)		
	職員会議での情報共有					

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

① いじめ防止のための具体的な取組

- ◇教師一人ひとりが、重点研究、学年（ブロック）研究等を通して、授業改善に努める。
- ◇学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む。
- ◇いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修で周知を図り、教職員全体の共通理解を図っていく。
- ◇授業の中にソーシャルスキル・トレーニングを取り入れることにより、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他社とコミュニケーションを図る能力を育てる。

② いじめ早期発見のための具体的な取組

- ◇月1回の職員会議において全教職員で児童の状況等を共有し、共通理解を図る
- ◇アンケート、チェックシート等を用いて教職員が指導、児童の状況等を振り返ることができるようにする。
- ◇定期的にネットパトロールを行い、インターネットを通じたいじめのチェックを行う。
- ◇11月に児童を対象にアンケートとを行い、実態の把握をする。
- ◇いじめやその他悩み等の相談窓口（児童支援専任）を明確にし、その周知を行う。
- ◇放課後キッズクラブ、学童クラブ指導員等と連携をとりながら、児童の実態把握に努めている。

24時間いじめ相談ダイヤル

1 全国統一の「24時間いじめ相談ダイヤル」の設置

子供たちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談することができるよう、平成19年2月より、全国都道府県及び指定都市教育委員会で実施。下記ダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続。
※24時間いじめ相談ダイヤル0570-0-78310（なやみ言おう）

2 電話相談窓口の紹介カードの配布

国・公・私立の小学校、中学校、特別支援学校（盲・聾・養護学校）の全児童生徒に電話相談窓口紹介カードを作成・配布

③ いじめに対する具体的な措置

- ◇遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、適切な指導・支援を行う。
- ◇普段から児童の様子をよく見取り、ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある関係児童に早い段階から関わりを持つ。
- ◇いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ◇発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、児童支援委員会（いじめ防止対策委員会）に直ちに情報を共有する。
- ◇情報を把握した児童支援委員会（いじめ防止対策委員会）は、直ちにケース会議を開き、対応策を協議し、対応にあたる。
- ◇児童支援委員会（いじめ防止対策委員会）は中心となって、関係児童から事情を聴き取るなどして、事実の有無の確認を行う。
- ◇いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒によりそい支える体制をつくる。

④ 教職員研修の充実

本校では、「いじめ防止基本方針」を全教職員が理解し、それを活用した校内研修を実施することにより、いじめ問題についての共通理解を図り、教職員の資質を高めていく。また、学級づくり、人間関係づくり、授業力向上のための研修を充実させていくことが教職員の資質を高め、いじめ防止につながる と考える。具体的内容としては、次のような研修を計画的または適時的に行っていく。

- ◇いじめ防止基本方針の確認、共通理解、振り返り ◇カウンセリング・マインド研修
- ◇Y-Pアセスメントシートを活用した研修、情報の共有 ◇社会的スキル横浜プログラム活用研修
- ◇事例研修 ◇人権研修 ◇重点研究（教科・領域指導の指導力向上）
- ◇初任者研修、各年次研修、メンター研修

⑤ 関係各機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や児童支援専任教諭を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である と考える。

教育委員会との連携

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

その他の関係機関との連携

地域関係各機関の特性、役割を理解し、必要に応じて的確に連携を図っていく。

- ◇泉警察署
- ◇少年相談保護センター

横浜には、第一方面事務所（戸塚）と第二方面事務所（横浜西口）がある。主に健全育成の観点から、少年及び保護者の相談にあたり、子供を非行や犯罪被害から守る活動や立ち直り支援などの活動を行う。

また、犯罪やいじめの被害にあった子供が苦しい日々から回復し、心も身体も落ち着いた生活に戻れるようにカウンセリングなどの支援も行う。

- ◇子ども家庭支援相談

区福祉保健センター内に設置され、乳幼児期から学童期・思春期までの子どもの健やかな成長を願って、子どもと家庭の様々な問題について相談援助活動を展開している。

- ◇児童相談所

児童相談所は児童（0歳から18歳未満）を対象にして、児童の様々な問題について、専門的な知識をもって、家庭や学校の相談に応じる機関である。

4 重大事態への対処

【法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」】

- 児童生徒が自殺を意図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

【法第28条第1項第2号の「相当の期間」】

国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告する。

◇重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

◇児童支援委員会（いじめ防止対策委員会）を中核とて、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。

◇調査結果は、被害・加害児童の保護者に連絡する。また、校長が責任をもって横浜市教育委員会に報告する。

◇学校や学校の設置者が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

◇児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 その他

児童支援委員会（いじめ防止対策委員会）を中心として、学校基本方針の見直しを行い、必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。